

1 見直しの論点まとめ

第1回及び第2回ワーキンググループで検討を行い、各地区民生委員児童委員協議会各地区から意見調査票によりいただいたご意見を踏まえ、在宅高齢者世帯調査の見直し検討結果をまとめたもの。

1 調査目的について

在宅高齢者世帯調査の目的は『行政や民生委員が高齢者世帯の基礎情報を把握するとともに、民生委員活動も含めた「個別支援」につなげるため』とする。

- ▶ 本調査の最大の強みは、民生委員が訪問活動により、個々の高齢者の個別状況を把握できることである。行政側と調査結果を共有し、支援が必要となった場合の基礎資料とすることとした。
- ▶ 調査は地域の高齢者を訪問する大切なきっかけであり、活動の基礎資料として重要な役割を果たしていることから、民生委員活動も含めた「個別支援」につなげるための調査であることとした。

2 調査対象者の年齢について

対象者は引き続き 75 歳以上の在宅高齢者とする。

- ▶ 高齢者の状況は数年で変化しやすいため、細やかに見守る必要があることから、現行と同じ 75 歳以上の在宅高齢者を調査対象者とした。

3 調査項目について

別紙調査票（案）のとおりとする。

- ▶ 調査票の各項目については、大多数で必要なものと意見がまとまったことから別紙（案）のとおりとした。
- ▶ 調査項目にない介護保険サービスの利用状況や町内会加入の有無等について必要な情報はメモ欄に記載することとし、メモ欄のスペースを広くとることとした。
- ▶ 要介護・要支援の認定情報については、介護保険に関する規程で提供可能な情報、提供先、用途が限定されているため、市で予め記入して調査票に出力することはできない。民生委員が調査した結果を項目に記入することとした。

4 調査結果の活用について

調査結果の活用については、市と民生委員との間で結果を共有し、個別支援に向けた対応検討資料とする。

- 調査結果については、主に統計的なデータとして活用するのではなく、民生委員・区役所等の関係者間で共有し、支援が必要なケース、支援を拒否しているケース等の個別支援に向けた対応を検討するための基礎資料とすることとした。

5 調査手法について

調査頻度について全数調査は3年に1度とする。
調査時期は、5月に調査票の準備をし、基本的に6・7月の2ヶ月間で調査を行うこととする。その期間で調査が難しい場合は、地区会長と相談し対応することとする。

- 調査頻度については、高齢者の状況は短期間で変化しやすく、定期的に見守る必要があることから、3年に1度とした。
- 調査期間については、締切を設定した方が調査しやすいということから2ヶ月間と期間を設定した。
- 調査時期については、日が長く、民生委員の活動時間の確保が容易な6・7月とした。
- 調査対象者数等の各地区の状況や民生委員の体調等により2ヶ月間で調査が完了できない場合もあることから、その場合は地区会長に相談し、柔軟な対応をすることとした。

6 「75歳未満リスト」について

従来通り65歳以上75歳未満のリストを配付する。

- 調査対象者以外の担当地区内の高齢者世帯の状況を把握するため、従来通り65歳以上75歳未満のリストを配付することとした。

1 各民生委員への令和5年度以降の在宅高齢者世帯調査のあり方の周知について

令和4年9月の各区民生委員児童委員協議会委員会において本資料を配付する。

12月の民生委員一斉改選後に新たに委嘱された民生委員に対して、通知を作成・送付し、改めて周知を行う。

2 調査票の出力について

(1) 建物を棟ごとに出力することについて

同じ番地内に複数の建物の棟がある（市営住宅棟）場合、現行は棟の順番が揃わずに出力される。棟の順番は方書のカナ順で出力されるが、カナの登録内容は住民基本台帳で管理しており、対応困難である。

(2) 担当地区をさらに細分化し出力することについて

現状、民生委員の担当地区ごとに調査票を出力しているが、担当地区をさら細分化し出力するためには、新たな地区の設定をする必要があり、対応困難である。

3 高齢者台帳について

これまで配付してきた世帯区分毎に並べ替えた高齢者台帳については、集計作業の廃止に伴い、作成ができなくなることから、令和5年度以降は、各区等からお渡しする調査票の写しを民生委員の見守り活動等にご活用いただきたい。

4 民生委員への活動支援について

調査する際に利用できるような物品を令和5年度にお渡しすることを検討している。